

OR 40 年 (15)

日本 OR 学会会長
中央大学 教授 今野 浩

15. カーマーカー事件(2)

1993 年の特許異議申し立てから始まって、96 年の無効審判請求をへて、2002 年 3 月に無効審判取消請求裁判で敗訴するまで、私は足かけ 10 年にわたってカーマーカー特許と関わってきた。

異議申し立てが棄却された 95 年の時点で、AT & T の代理人は、「この件は 20 世紀中には決着しないだろう」と述べていたが、その予想は当たった。われわれにも、また AT & T にも、下りに下りられない事情があったためである。

正確な記録を取っていないので、はっきりしたことは言えないが、私は少なくとも 2,500 時間をこの事件に費やした。これに 2 冊の本、「カーマーカー特許とソフトウェア」(中公新書, 1995) と、「特許ビジネスはどこへ行くのか」(岩波書店, 2002) の執筆に要した時間各 500 時間を加えると、合計で 3,500 時間以上を使ったことになる。

しかし、この期間の精神的負担を考えれば、更に 2,000 時間を追加する必要があるかもしれない。まず第 1 は盗聴である。AT & T は世界最大の電話会社だから、盗聴などわけもないことだ。堅気のエンジニアとしては、聞かれて困る話はほとんどないにしても、ともかく無気味であることに違いない。

次はスキャンダルの罫である。留学生などを唆して、教官を陥れるダーティな工作は、アメリカ映画では日常のことである。そして一旦それが週刊誌に出れば一巻の終わりである。

次は駅のホームでのつき落としや、交通事故を装った殺人である。このような危険に逢わないために、私は決してホームの先頭には並ばないようにしていたし、夜の会合もなるべく避けてきた。それでも国内にいる間はまだいい。問題は米国出張期間である。この事件に巻き込まれるまでの私は、少なくとも年に 2 回は米

国で開催される研究集会に出席してきた。しかし裁判に関わっていた間は、よくよくの場合でなければ出張を見合わせるようにした。入国はできても、出国できないことがあり得るからである。

この件で私が経験した最大の恐怖は、1998 年 11 月にシアトルで起こった S 教授怪死事件である。この人は、私と同じ昭和 15 年生まれ、東工大教授で、かねてから懇意の間柄だった。いつも高圧的な学長とやりあっていた熱血漢である。

私はこのとき、INFORMS の会合に出席するため、たまたま S 教授と同じホテルに泊まっていた。ところが、私がチェック・アウトしたその日に、同教授が階段から転落して死んだのである。

この事件について知ったのは日本に帰ってからであるが、検死や FBI の捜査のため、死体が戻ってきたのは 2 週間ほどしてからだった。単に飲みすぎて非常階段を踏み外したと言う人もいたが、火事でもないのに一流ホテルで階段を使うことなどあるだろうか。

シアトルの同じホテルに、同じ日に泊まっていた同じ年齢の東工大教授。それは私であってもおかしくなかった!! しかも 98 年 11 月といえば、東京高裁に対して、無効審判取消訴訟を起こした時期と一致している。原告が死ねば、裁判はもちろん中止である。

先に死んだのは、原告の私ではなく被告のカーマーカー特許だったが、この不思議な符合に、私は言葉では表わせない恐怖を味わった。

敗訴してから 3 年以上が経過した今日、私は橋爪大三郎東工大教授のアドバイスに従って、実質的にはこの裁判に勝ったのだと思うことにした。

スジからして、このままゆけば無効審判を破棄しなくてはならない。しかしそれでは、日米関係に大きな影響が出るのが心配される。しかも、政府が進めている知的財産権強化戦略にも悪影響が出かねない。

こう考えた裁判所は、そのような事態にならないよ

うに、(ベル研を傘下に収めた)ルーセント・テクノロジー社に特許の権利放棄をアドバイスしたのである。ルーセントがこの提案を受入れたのは、これを拒否すれば無効審判破棄しかありえないと通告したためだ。これが私のコンジェクチャーである。

昔から、特許で財産を失くした人は数知れない。中学時代の友人H君の父親も、人工ダイヤの発明に命をかけてたくさん特許をとったが、後に破産して家族は酷い目にあった。しかし発明は男のロマンであり、これで財産をなくしても諦めがつくのではなかろうか。

ところが、特許裁判となると話は別である。もしこの裁判ですべての財産を失ったとすれば、私自身後悔の念に苛まれているはずである。確かに、米国であればこれはあり得た話である。弁護士費用が1日5,000ドルだとすれば、私は優に1億円を失っていたからである。しかし私の金銭的損失は、その10分の1以下に過ぎなかった。コストの大半は、カーマーカー特許によって被害を蒙る可能性があったソフトウェア会社が支払ってくれたし、また文書作成などに要した経費の大半も、知合いの篤志家の支援と、上記2冊の本の印税でカバーすることができたからである。この結果、私自身の金銭的損害は軽微なものですんだのである。

しかし、ここに来て状況は変わりつつある。特許裁判に要する費用は、今後米国に近づいてゆくことが予想されるからである。2003年に日本特許庁が発表した特許の日米相互承認制度が実現すれば、日米いずれか一方の特許庁が交付した特許を、他方も自動的に(無審査で)承認される。米国で成立した特許が、自動的に日本でも特許になるのだとすれば、異議申立や裁判は米国で行わなくてはならない。したがって、ここでは米国なみの費用が必要となるというわけである。

わが国では住基法の導入をめぐる、姓名、生年月日、性別、住所のたった4項目を全国的に統一するというだけで、大論争が起こった。私から見れば、これはプラス90%マイナス10%の政策である。これに比べると、日米特許相互承認制度は、プラス1%マイナス99%の売国的政策である。しかしジャーナリズムは、前者は取上げて後者を完全に無視している。恐らくジャーナリストには、このような技術と法律にまたがる難しい問題を敬遠したいという気持ちが働くのであろう。

2002年に出版した「特許ビジネスはどこへゆくのか」の中で、私はこの本の出版を最後にこの問題から撤退するつもりだと書いた。もう自分はやれることは

やり終えたと考えたからである。しかしこの本が出た直後に、たて続けにいくつもの事件が起こった。

第1は法律と技術を横断する組織、「日本知財学会」の設立である。特許行政が一部の特許専門家と行政官によって決められていることには大きな問題があり、より広い分野の専門家が集まって議論することが必須であるという。これはまさに私が10年近くにわたって訴えてきたことである。躊躇しつつも私は副会長就任を引き受けた。

第2はヨーロッパのリナックス・グループのハルトムート・ビルヒ氏の、反ソフトウェア特許集会への度重なる参加依頼である。そして第3は、OR学会を含む40学会の連合体である「横幹連合」の中に「知的問題委員会」が設置され、その委員長を引受けることになったことである。

私はこれまで、数理計画法と理財工学の研究者として様々な仕事をしてきた。しかし、この分野で若手に伍して活動できるのは、あと数年のことだろう。

若い頃から、世界の頂点を形成する研究者たちを見てきた私は、自分の才能がどこに位置づけられるか十分に承知していた。これまでやってこられたのは、幸運と先輩や友人やライバルたちの力によるところが大きい。

数えきれないほどの研究仲間と後輩たち、そして学生時代以来の友人たち。私のほとんどは、これらの人たちによってもたらされたものである。

私はこれまで自分が書いたすべての本を、大学時代の指導教官であった森口先生にお届けしてきた。68年の「21世紀の日本」のときには、先生は怪訝な顔をされただけだった。

78年の「非線形計画法」、81年の「整数計画法」、82年の「整数計画法と組合せ最適化」については、特段何のコメントもいただいた覚えはない。そして恐る恐る差上げた、87年の「線形計画法」や、92年の「数理決定法入門」にも何の応答もなかった。

しかし、95年の「理財工学I」のときは、“よくできている。ただしこれはこれでよいとして、これから先にもっと本格的な問題に取り組んでもらいたい”，同じく95年の「カーマーカー特許」のときは、“面白かった。これから先も頑張ってください”，そして97年の「Optimization on Low Rank Nonconvex Structures」のときは、“ついに金字塔を打ちたてたね”という言葉で頂戴して、嬉しいような困ったような気分を味わった。全力を投入した本ではあったが、出来映

えが必ずしも満足のゆくものではなかったからである。

しかし、2000年の「金融工学の挑戦」については、再び何のリアクションもなかったのである。森口先生はすでに80歳を越えていた。もう私の本など読む気にならないのかもしれない。自信作であっただけに、失望は大きかった。

そして最後は、「特許ビジネスはどこへ行くのか」である。寄贈した20人あまりの先生や友人たちからは、すぐさま反応があった。私は予想以上に好意的に受入れられたことを嬉しく思った。しかし1か月経っても、森口先生からの便りはなかった。ところが諦めかけていた7月14日になって、待っていた手紙が届いたのである。

貴著『特許ビジネスはどこへ行くのか』をお送りいただき、感謝の至りです。

この程読了しましたので、読後感を記して、お礼のご挨拶をさしあげる次第です。(中略)

とにかく、これはこの主題について、貴君がこれまで公にしてきた沢山の文献の総括であり、そういうものとして出色の出来であるといつてよいのではないのでしょうか。これが岩波から出たことも、まことに喜ぶべきことであると思います。

弁護士ばかりが稼ぎまくる世の中というのは、全く我慢がならないと思っていますが、特許という断面でも、このような大問題を抱えていることに警鐘を打ち鳴らすという点で、本書は現代日本の有識者に広く注目してもらいたいものと念願します。

書中に現れる逸話の類は、途方も無い誇張の産物であることは確かですが、固い話の中に色合いを添え、気分をほぐす役割を担うとすれば、それはそれで結構と思います。本当に良い本を出版されたことに、敬意を表します。これからも、あなたの道に精進してください。

森口 繁一

望んでいたものを遥かに上廻る賞賛の言葉に、私は舞い上がった。これまでの20年間、私はダンツィク先生が「Linear Programming and Extensions」の表紙裏に書いて下さった、“One of my finest students”という言葉に支えられてきた。しかし森口先生の手紙は、それに勝るとも劣らないインパクトを持つものだ

った。

この2か月後に森口教授がなくなれたことを知ったとき、まさにタッチの差でこのお手紙をいただいた幸運を天に感謝していた。

ここまで書き終えた2005年5月、私は経済産業省の若い事務官の訪問をけた。ここ1、2年の様々な出来事を背景に、ソフトウェア特許制度の見直しに関する検討会をスタートさせることになったので、協力して貰えないかという。

実際2004年以来、米国でのソフトウェア特許に対する見方は大きく変化した。まず2003年10月に連邦通商委員会が米国の特許行政、中でもソフトウェア特許に対して厳しい批判を行ったのを皮切りに、2004年には、フリー・ソフトウェア運動が一層拡大する中で、IBMとサンマイクロシステムズがソフトウェア特許を公開すると共に、パテント・プールを提唱して世間を驚かせた。

そして2004年12月、アメリカ競争力評議会の報告、いわゆる「パルミザーノ・レポート」が出るに及んで、ヤング・レポート以来の米国の技術戦略は大きく変化した。

20年前のヤング・レポートが、知的財産権強化による強いアメリカの復活をうたったのに対して、このレポートは、21世紀は技術の独占よりコラボレーションによるイノベーション促進が重要であると述べ、特許権の際限ない拡大を否定したのである。

日本政府が知財戦略強化政策を推進する中で、米国は既にこの政策の転換を決定したというわけである。これを見て、わが国の知財戦略は周回遅れだと揶揄する人もいる。しかし私はこの論には与しない。かねて知財に関する評価が低いわが国においては、一層の権利強化が必要だと思うからだ。私が言いたいことは、ソフトウェア特許やビジネス・モデル特許は、イノベーションにとってプラスよりマイナスが大きいということに尽きる。

では、ソフトウェアの権利保護はいかにあるべきか。私は私なりの対案を持っているが、それをこの委員会で持ち出すべきかどうか迷っている。米国に弱い法律家・ビジネスマン中心の会議では、パルミザーノ・レポートの先に行くエンジニアの改革案など、受け入れられるはずはないからである。